

4月1日から

# 健康保険法等の規定に基づいて 入院時の食事についての 負担方法が変更されています

■入院時の食事の負担が、1日単位から1食単位に変更されました。

	変更前		変更後
1 一般の方	1日につき 780円	→	1食につき 260円
2 市町村民税非課税の世帯に属 する方等（3以外の方） （過去1年間の入院日数が90日を超えている場合）	1日につき 650円 (500円)	→ →	1食につき 210円 (160円)
3 2の内、所得が一定の基準に 満たない70歳以上の方等	1日につき 300円	→	1食につき 100円

■上記の2及び3に該当する方は、加入している医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出することにより減額が受けられます。

■詳しくは、加入している医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）までお問い合わせください。

■医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について、食数に関わらず1日単位で計算していたものを1食単位の計算に変更するものです。

詳しくは、  
役場本庁 町民課 電話 (56) 2222 又は  
総合支所 保健福祉課 電話 (58) 7071  
までお問い合わせください。

お知らせ

島田市民病院 よりお知らせ

## 第5回 市民健康公開講座 in 島田 を開催します

健康に関心のある方はどなたでも参加できます。川根本町の町民のみならず、ぜひお誘い合わせの上ご来場ください。（入場無料。当日、直接会場へお越しください。）

講演 「より良いお産をめざして」 島田市民病院産婦人科部長 小松孝之

「健康に子どもを育てる～小児の急病と気になる発達～」 島田市民病院小児科主任部長 武藤庫参

■日時：平成18年7月1日（土） 開場：午後12時30分 講演：午後1時～2時30分

■場所：島田市中心街5-1（島田市役所横） プラザおおるり 3階 大会議室

■問い合わせ ノバルティス ファーマ（株） 電話 054(251)1961